

## 佐野日本大学高等学校いじめ防止基本方針

### 本校の方針

日本大学建学の精神を尊重し心身ともに健康で国家社会の発展に貢献できる文化人を育成する事を目的とし、「自主創造・文武両道・師弟同行」の校訓を基に教育を実践している。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止の早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決する為、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 1. いじめ防止基本方針

### (1) 本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することをせず、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の取り組みを行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした社会環境作りに努めます。

### (2) いじめの定義

①「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることではなく、いじめられた生徒の立場に立ち判断される。

#### ③いじめの様態

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌いな事を言われる。
- ・仲間はずれ、ラインはずし、集団より無視される。
- ・遊ぶふりをし、ぶつかったり蹴ったりされる。
- ・金品を要求される。
- ・靴や貴重品をかくされる、落書きされる、盗まれる、壊される、捨てられたりされる。
- ・嫌いな事や恥ずかしいこと、危険な事をされたり、させられたりする。
- ・SNSや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌な事をされる 等。

(3) 本校のいじめ防止の取り組み<「いじめ」を許さぬ学級・学校づくり>

※実践者・場所＝(学級担任・クラス)(生健部長、全教職員・集会、学校生活全般)

①Eシート指導

- ・教職員は、学校の教育活動全般を通じ生活指導を行い、生活態度行動が望ましくない生徒へは適宜Eシート指導し、生徒間トラブルやいじめ防止を図る。
- ・いじめは、決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの対応や特質等について校内研修等を行い組織的に対応する。

②生活アンケート実施

- ・いじめを早期発見するため毎月生活アンケートを実施し、問題が確認された時は、面談や保護者連絡を実施し学年(常設組織＝学年部会)で対応する。
- ・生徒の変化を担当や授業担当者は観察し、小さな事であっても見逃さず情報を共有して組織的に指導する。

③スクールカウンセラーの活用

- ・生徒や保護者の、いじめ等に関わる相談窓口として下記の通り定める。

※スクールカウンセラー

生徒相談窓口＝竹村

※いじめ体罰その他相談窓口の設置

いじめ相談窓口＝教頭

体罰相談窓口＝部活動運営担当主事

その他相談窓口＝教頭、副教頭、

○「いじめ」を許さない学級(担任)・学校(生健部、学年、コース)の指導表

学 級	学 校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任・授業担当者による細かい指導</li> <li>・規律正しい生活指導</li> <li>・生徒間トラブル・いじめ防止指導</li> <li>・いじめ早期発見に努める指導</li> <li>・心配・問題生徒へは早期対応 (面談・保護者連絡等)</li> <li>・小さな事を見逃さない指導</li> <li>・保健室からの情報取得</li> <li>・学年部会との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の乱れた生徒へのEシート指導</li> <li>・「いじめは許さない」認識を持たせる指導 (コース・学年集会利用)</li> <li>・教員研修の実施(いじめ防止について等)</li> <li>・コース・学年で情報共有、組織的な指導</li> <li>・朝会で問題行動や交通問題の発表 (SHRで一斉指導)</li> <li>・生活アンケートの実施 (問題・心配生徒へ組織的に早期対応)</li> <li>・学校生活全体の相談窓口設置案内 (いじめ・体罰等)</li> <li>・スクールカウンセラー活用案内 (月～金曜日利用)</li> </ul>

④ 「いじめ」の発見から解決まで

◆発生時→**担任**→学年主任・生健部長報告 ◆調査→**学年部会**→高校運営委員会  
 ◆解決指示→**高校運営委員会**→学年部会 ◆全校指導→**生健部**→全校集会

- ・いじめの疑いがある時や相談を受けた時は、事実確認・調査を行い確認された時は、直ぐにいじめをやめさせ、関係する生徒から状況を聞き全体を把握する。
- ・いじめが報告された時は、事実確認を速やかに行いいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備する。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、教師や保護者に知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・いじめをはやしたて同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ指導する。
- ・犯罪行為として扱われるべきいじめについては、所轄警察署と連携して対処する。
- ・インターネット上のいじめは、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。
- ・いじめ発見後の対処が、適切であったか否かの検証をする。

※学年部会（いじめ防止常設組織）と高校運営委員会（いじめ防止対策委員会）が、連携し解決を図る。

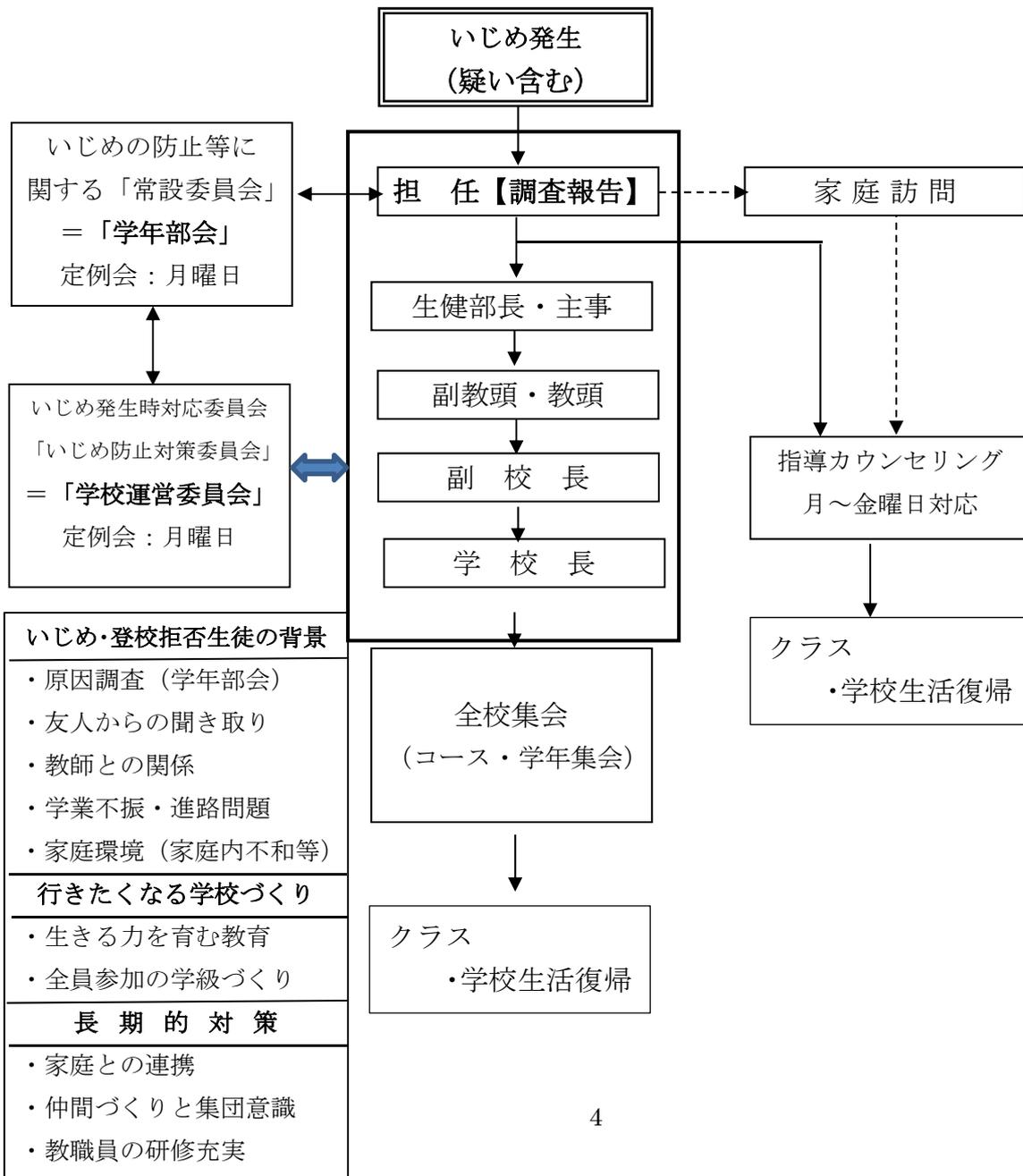
○ 「いじめ」の発見から解決までの流れ

学 級 (担任)	学 年 (学年部会) 学年組織対応	高校運営委員会 = (いじめ防止対策委員会)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生 (いじめの疑い)</li> <li>・学年が主体となり聞き取り調査を行う</li> <li>・本質を見極め双方を組織的に指導し通常生活へ向かわせる</li> <li>・傍観者に対して、自分の事として捉えさせる</li> <li>・担任教師に事実を知らせる勇気を持たせる</li> <li>・いじめ同調者も加害者と同じ責任があることを指導する</li> <li>・インターネットの利用マネー・モラル指導を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・事実確認を行い全体把握 (いじめ防止対策委員会へ報告)</li> <li>・学年部会組織で対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒を守り、生徒保護者を支援する</li> <li>・加害生徒に対して、人格・教育的配慮の下毅然とした態度で指導する</li> <li>(上記及び早期解決策、再発防止策を学年部会へ指示)</li> <li>・安全で安心な教育環境を整備する</li> <li>・犯罪行為に該当する事象がある場合、警察に連絡し連携をとる</li> <li>・教職員研修を実施する (いじめ等生徒指導関係 ・情報モラル指導関係)</li> <li>・関係機関・専門機関との連携を図る</li> </ul>

## 2. いじめ防止等対策の為の組織

- (1) **いじめ防止常設組織**と**定例会**、**構成員**
  - ・**学年部会**：毎週月曜日 **構成員**=コース毎の学年担任・副担任  
いじめに関わる全ての問題を調査確認し、いじめ防止対策委員会へ報告する。
- (2) **いじめ防止対策委員会**と**定例会**、**構成員**
  - ・**学校運営委員会**：毎週月曜日 **構成員**=運営委員  
学年部会より報告を受け、いじめ防止対策委員会は早期解決策、再発防止策を学年部会へ指示する。
- (3) 問題別該当組織=部活動運営委員会(部活動内)・生活健康指導部会(他校生トラブル)等
  - ・問題が発生したときは、その問題処理に関係する既存の組織が解決にあたる。

### ○いじめ防止等対策の為の組織（流れ）



### 3. いじめ防止等の指導体制

#### (1) 日常の指導体制<実践者＝担任>

担任は、「いじめはどこの学級にも起こり得る」という認識を持ち日々のクラス経営を行い、クラス内でのいじめ防止を図るため、生徒達が好ましい人間関係を築きいじめを抑止し人権を守る土壌を育みいじめを許さない学級づくりをする。生徒の小さな変化を敏感に察知し心配な生徒へは面談等を行い早期解決を図る。

#### (2) 早期発見、未然防止の年間指導計画<生健部＝責任者生健部長>

いじめ防止の観点から、学校教育活動全般を通じてその防止に取り組み、体系的・計画的に行う。早期発見のためのアンケート実施、いじめに関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など年間指導計画を定め、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。

#### (3) いじめに対する調査<学年部会＝責任者学年主任>

いじめの疑いに関する情報を把握した時やいじめを認知した時は、特定の教員で抱え込まず組織的な対応を図る。情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、敏速に組織対応を行う。また、いじめの中で犯罪行為として、取り扱われるべき事案には、早期に警察へ通報し連携を図る。

#### ○いじめ防止等の指導体制表

防止活動 (担任他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめはどこのクラスでも起こる」という認識を持ち指導する。</li> <li>・毎日の生活指導の中で「いじめは許さない」という意識の下クラス経営をする。</li> <li>・生徒間、教師と生徒の間の好ましい人間関係の構築を図る。</li> <li>・一人ひとりの人権を守るクラスづくりを行う。</li> <li>・生徒が「小さな変化」を察知し、担任に連絡する。</li> <li>・心配な生徒に対しての早期対応を心がける。</li> </ul>
早期発見活動 (生健)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートを実施し、生徒の実態把握に努める。</li> <li>・いじめ防止・生徒指導等の校内研修を実施する。</li> <li>・いじめ防止に関する年間指導計画を策定する。</li> <li>・いじめに向かわない態度・能力を育成する。</li> </ul>
いじめ調査 (学年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発生、またはいじめの疑いがあったら、学年部会・学校運営委員会へ報告し、組織的に対応調査する。</li> <li>・該当学年教諭は情報収集と調査記録を時系列に取り、情報は共有する。</li> <li>・いじめの行為の中で犯罪行為に該当するものがあれば、警察に通報し連携を図る。</li> </ul>

## 4. 重大事態への対処

### (1) 調査組織〈学校運営委員会と該当する学年部会〉

重大事態の組織は、**学校運営委員会**と**該当する学年部会**が連携を図り調査を行う。重大事態か否かは、「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたとき」で、いじめを受けた生徒の状況によって判断する。身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」である。「相当期間」は不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、事案により判断する。そして、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、「いじめ防止対策委員会」（学校運営委員会）が適切に判断し「該当学年部会」と連携して対応する。

### (2) 重大事態への対処と報告

校長が重大事態と判断した時は、直ちに県文書学事課（県教育委員会）、日本大学付属課に報告する。と共に、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、「いじめ防止対策委員会」（学校運営委員会）に専門知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。（保護司・医師・警察官等）